

共済

NEWS

公告広報

No. 183

## 公 告

令和元年三職共公告第2号

### 令和2年度における任意継続掛金の算定の標準となる平均標準報酬月額について

地方公務員等共済組合法施行令第46条の2第2号の規定による平均標準報酬月額は、次のとおりであるのでこれを公告する。

記

410,000円

令和元年12月26日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 櫻井 義之

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808
発行人	坂口 裕 司
電 話	(059)-253-2701